

市町村における小児の事故予防活動への取り組み

(分担研究：小児の事故とその予防に関する研究)

青木龍哉、宇野辺潤、中江静子、黒松美幸、宮田隆司

要約：平成元年度より実施してきた本研究により、各種健診を利用した保健指導の有効性が実証されたが、平成9年度以降、健診の実施主体が市町村に移譲されることを踏まえ、和歌山県内の50市町村に、小児の事故予防に対する現状、今後の取り組み方針等に関するアンケート調査を行った。その結果、ほとんどの市町村で、小児の事故予防については、今後重要な母子保健活動の一つになると認識されており、既に何らかの形で、活動が実施されていることが分かった。また、当研究班で実施してきた方法についても適切との答えが多かったが、その実施に当たっては、実施者の作業負担の軽減を図るような方策の必要性が分かった。また、今後の県の役割としては、事故の発生状況に関する情報収集への期待が高く、今後の母子保健活動の中での県と市町村の役割分担を示唆するものとなっていた。

見出し語：事故予防、市町村、小児、母子保健、現状調査

はじめに

現在、我が国の母子保健の状況は、世界的にも最も高水準にあるが、一方で、不慮の事故による死亡は、例外的に他の先進国に比して、高率となっており¹⁾、今後の母子保健活動の重要な課題となっている。本研究班では、平成元年度から、より効果的な母子保健活動の一環としての小児の事故予防方策について、和歌山県G保健所管内の市町村在住者を対象として、検討を進めてきた。その結果、乳幼児健診（6カ月健診、1才6カ月健診）の場を利用した、安全チェックリスト及びパンフレットによる個別指導の有効性を確認できた。しかしながら、地域保健全般の見直しを受け平成9年度より従来保健所の事業として行ってきた健

診等の基本的な母子保健活動は、全て市町村事業として移管されることとなった。そこで本年度は、今後の母子保健活動の実施主体となる市町村の小児の事故予防活動の現状と今後の取り組み方針、及び移管後の県の役割を調査し今後の小児の事故予防施策の実践の一助とする事とした。

研究方法

アンケート記載者は、原則として和歌山県内の50市町村の母子保健担当保健婦としたが、現在保健婦のいない北山村については、県立保健所の保健婦が記載した。

和歌山県保健環境部 (Public Health and Environment Dept., Wakayama Pref.)

アンケートの実施時期は、平成8年2月であり、郵送による自署回答式のアンケート法をとった。

アンケートの内容は、(1) 現在各市町村が実施している母子保健活動における小児の事故予防の現状、(2) 小児の事故予防についての認識、

(3) 過去に当研究班で行ってきた「健診を利用した小児の事故予防の実践例」についての意見である。

結果

今回のアンケートの回答数は50市町村、回収率は100%であった。

(1) 各市町村における小児の事故予防の活動状況について

表1にアンケート回答時点(平成7年2月)における小児の事故予防に関する活動状況を示した。既に何らかの形で活動を実施している市町村が全体の8割以上を占めていた。次に何らかの活動を行っている42団体について、その活動状況を見ると(表2)、「健診の場を利用した保健指導」が最も多く、続いて「パンフレットの配布」、「健康相談の場を利用した個別指導(健診時以外)」となっていた。一方で、「事故防止器具の展示」を行っていた団体は0であった。また、その他の活動としては、乳児訪問時の指導を実施している例があった。

「健診の場を利用した保健指導」の実施時期は、乳児健診時が最も多く42団体中37団体、以下1才6カ月時健診26団体、3才時健診20団体であった。また、乳児健診の中での実施時期は、4カ月健診、6、7カ月健診、10カ月健診がほぼ同数であった。また、複数回実施している場合

の組み合わせとしては、乳児健診、1才6カ月健診、3才健診の全てに実施している団体が20団体と最も多く、続いて乳児健診と1才6カ月健診の2回行っている例が4団体であった。

現在は事故予防に関する活動を行っていない8団体中5団体が、「できれば始めたい」と回答しており、活動内容としては、「健診の場を利用した保健指導」(5団体)、「パンフレットの配布」(4団体)が多かった。

「始める予定はない」と回答した3団体の理由は、「マンパワーがない」(2団体)、「予算がない」(1団体)であった。

(2) 小児の事故予防についての認識

現在わが国で1才から9才までの小児の死亡原因の第1位が「不慮の事故」であることは48団体の回答者が知っていた。

また、37団体において、小児の事故予防が今後母子保健活動の中で重要なテーマになると答えている。重要にならないと答えた13団体について、理由としては、「他にやるべきことがある」が最も多かった(8団体)。

今後重要となる事故予防の対象としては、「誤飲」、「転落・転倒」が上位となっていた(表3)。

地域に特有の事故事例としては、都市近郊地区での高層マンションからの転落、農村地域での用水路への転落、農業中毒、ミカン運搬用リフトでの事故等があった。

現在、各市町村での小児の事故の把握状況を表4に示した。「あまり把握できていない」が最も多く、「把握できていない」を併せると8割程度の団体で十分な把握ができていない状況であった。

モニタリング手法としては、警察、消防、教育機関、医療機関との連携、母子保健推進員等の利用をとの意見があった。

小児の事故予防を進めるにあたり県に期待する役割としては、「県内の事故例のモニタリング等の情報管理」が最も多く、「パンフレット等教材の作成」、「指導マニュアル等の指導指針の作成」、「専門的な研修」、「実践例の紹介」を望む回答がほぼ同数であった（表5）。その他としては、活字媒体以外にビデオ作成への要望もあった。

（3）健診を利用した小児の事故予防の実践例について

実施時期については、41団体が適切と回答した。不適切と回答した9団体中6団体が三歳児健診で、保健指導をすべきと回答していた。

また、事前に配布したチェックリストに基づき、健診時に保健指導を行うという方法については、32団体が適切と回答しており、概ね好評であった。不適切と回答した18団体の理由としては、「マンパワーがない」、「健診当日に時間がない」等の実践上の問題点の指摘が多く、一方で本手法が「効果が期待できない」との答えは2団体と少なかった（表6）。

安全チェックリストに記載する事故の程度は、事故には至らなかったヒヤットした例まで記載すべきとの回答が最も多く21団体、事故は起きたが医師にかかるほどではなかった例までが12団体、本研究班で実施している医師にかかるほどの事故だけを記載すべきとの回答は15団体と少数派であった。なお、その他、無回答が2団体であった。

保護者が記載するとしてチェックリストの内容を問う質問には、41団体で適切との答えであった。不適切との回答であった7団体の理由としては、溺水等の用語を簡単にわかりやすいものにする、レイアウトの工夫等の指摘があった。なお、2団体は無回答であった。

考察

地域保健の見直しにより、母子保健の分野でもこれまで各都道府県の保健所で主として行われてきた健康診査、保健指導等の基本的なサービスは市町村事業とされ、都道府県においては、専門的なサービスの提供や市町村相互間の連絡調整を行い、市町村の求めに応じ、指導、助言、必要な技術的援助を行うことになった。このため平成元年度より、本研究班で検討してきた、健診の場を利用した小児の事故予防の本格的な実施に当たっては、平成9年度以降健診の実施主体となる各市町村の状況、意向を把握することが極めて重要となった。

今回の調査の結果県内の各市町村の担当保健婦は、母子保健において今後、小児の事故予防が重要な分野になると認識しており、既に多くの市町村で何らかの形で、小児の事故予防に関する保健指導が行われていた。中でも、各種健診の機会を利用した保健指導については、多くの市町村で実施されていたが、具体的な内容としては、一般的な保健指導の中で実施されており、事前の意識付けを行い、保健指導の効果を上げるという本研究班の実施方法とは異なっていた。今回のアンケートでは、本研究班の実施方法について、4割近い団体で不適切との答えがあったが、この理由とし

ては、効果が期待できないとの答えは2団体のみであり、マンパワーがない、時間がない等の運営上の問題点が挙げられていた。特に、大規模市町村においては、事前のチェックリストの送付から、それに基づく個別の保健指導は、実施上のかなり負担になると考えられ、今後、各市町村の実情に併せた改良が必要であろう。

又、健診を含めた基本的な母子保健事業が市町村に移管された後の、県に期待する役割としては、「県内の事故例のモニタリング等の情報管理」がもっとも多く、平成9年度以降の県立保健所の果たすべき地域の保健情報センターとしての役割と重なっている。一方で、情報収集の方法としては、消防、警察、学校等の諸機関、母子保健推進員の利用等多様な方策が提言されており、事故に関する情報収集については、従来の疾病情報とは異なる取り扱いが必要であることが分かった。

平成元年度より7年間に渡り、母子保健活動の一環としての効果的な小児の事故予防方策について研究を行い、各種健診を利用した保健指導の有効性を確認してきた。今後は地域保健、特に母子保健の実施体制の大幅な変更を踏まえ、今後、母子保健上大きな問題となっていくであろう、事故予防対策が実践されていくことが望まれる。

文献

- 1) 田中哲朗：小児の不慮の事故死の国際比較に関する研究、平成元年度、厚生省心身障害研究報告書「地域・家庭環境の小児に対する影響等に関する研究」

表1. 各市町村の小児の事故予防の実施状況について

実施済み	実施していない		
	始めたい	できれば始めたい	始める予定なし
42 (84.0)	0 (0.0)	5 (10.0)	3 (6.0)

表2. 現在実施している事故予防のための保健活動 (複数回答)

保健活動の種類	回答数 (%)
健診の場を利用した保健指導	36 (85.7)
市町村報等の広報誌を使った啓発活動	4 (9.5)
健康相談の場を利用した個人指導 (健診時以外)	18 (42.9)
健康教育等を利用した集団指導 (健診時以外)	2 (4.8)
パンフレットの配布	22 (52.4)
事故防止器具の展示	0 (0.0)
その他	1 (2.4)

N = 42市町村

表3. 母子保健活動の中で重要と考えられる小児の事故の種類 (3つ以内)

事故の種類	回答数 (%)
転落・転倒	34 (23.1)
誤飲	39 (26.5)
窒息	13 (8.8)
やけど	22 (15.0)
溺水	18 (12.2)
交通事故	21 (14.3)
その他	0 (0.0)
合計	147

N = 50市町村

表4. 各市町村内の小児の事故の発生状況の把握について

把握できて いる	ほとんど把握 できている	あまり把握で きていない	把握できて いない
5 (10.0)	6 (12.0)	31 (62.0)	8 (16.0)

表5. 小児の事故予防に対して今後県に期待する役割 (3つ以内)

小児の事故予防に関して県に期待する役割	回答数 (%)
専門的な研修	23 (15.6)
予算の確保	15 (10.2)
専門家の派遣	6 (4.1)
実践例の紹介	20 (13.6)
パンフレット等教材の作成	26 (17.7)
指導マニュアル等の指導指針の作成	24 (16.3)
県内の事故例のモニタリング等の情報管理	31 (21.1)
その他	2 (1.4)
合計	147 (100.0)

N = 50市町村

表6. (各市町村で実施すると仮定して) 健診を利用した小児の事故予防の実践例についてどう思うか。

健診を利用した小児の事故予防について	回答数 (%)	
適切	32 (64.0)	
不適切	18 (36.0)	
不適切 と考 える 理由 (回答 3つ以 内)	効果が期待できない	2 (4.5)
	マンパワーがない	12 (27.3)
	適切な保健指導の手法が分からない	6 (13.6)
	健診当日に時間がない	12 (27.3)
	予算がない	2 (4.5)
	事前に配布する手間が大変	5 (11.4)
	事前の記載について保護者の協力が得られない	1 (2.3)
	その他	4 (9.1)
合計	44	



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:平成元年度より実施してきた本研究により、各種健診を利用した保健指導の有効性が実証されたが、平成9年度以降、健診の実施主体が市町村に移譲されることを踏まえ、和歌山県内の50市町村に、小児の事故予防に対する現状、今後の取り組み方針等に関するアンケート調査を行った。その結果、ほとんどの市町村で、小児の事故予防については、今後重要な母子保健活動の一つになると認識されており、既に何らかの形で、活動が実施されていることが分かった。また、当研究班で実施してきた方法についても適切との答えが多かったが、その実施に当たっては、実施者の作業負担の軽減を図るような方策の必要性が分かった。また、今後の県の役割としては、事故の発生状況に関する情報収集への期待が高く、今後の母子保健活動の中での県と市町村の役割分担を示唆するものとなっていた。